国連犯罪防止刑事司法会議
1955~2020

65年の歩み

© ICC Kyoto

国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）の65年

犯罪防止と刑事司法に携わる政策立案者と実務家は、5年に1度、国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）に参集し、犯罪防止と刑事司法に関する国連のアジェンダやスタンダードの策定を支援します。2020年に開催が予定されていたものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行（パンデミック）による影響で2021年に延期された京都コングレスは、国際社会にとって、刑事司法制度とその構成機関が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けたインフラの一部として果たしうる役割を明らかにするため、包括的な現状把握を行う絶好の機会となります。

コングレスは、犯罪防止と刑事司法に関する政府、市民社会、学界及び専門家による世界最大規模の最も多面的な話し合いの場です。コングレスはこれまで65年間にわたり、刑事司法政策に影響を及ぼすとともに、国際組織犯罪というグローバルな脅威に対処する国際協力の強化に貢献してきました。

5年に1度、犯罪防止問題に関する国際会議を開催するという慣行は、後に国際刑務監獄会議（IPPC）となる国際監獄会議の傘下で会議が開催された1872年にまで遡ります。

初のコングレスは1955年、ジュネーブで開催されています。

65年後、この伝統は日本政府をホスト国として京都で開催される第14回コングレスによって引き継がれます。京都コングレスでは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」がテーマとなります。

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第1回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
ジュネーヴ（スイス）
1955年8月22日～9月3日

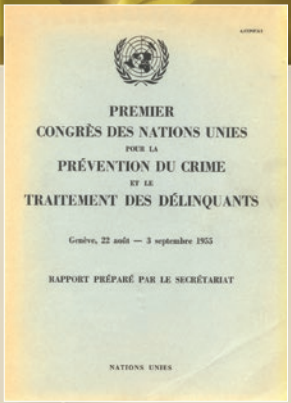

PREMIER
CONGRÈS DES NATIONS UNIES
POUR LA
PRÉVENTION DU CRIME
ET LE
TRAITEMENT DES DÉLINQUANTS

Genève, 22 août — 3 septembre 1955

RAPPORT PRÉPARÉ PAR LE SECRÉTARIAT

NATIONS UNIES

第1回コングレスは「被拘禁者処遇最低基準規則」を採択

第1回コングレスには50カ国以上の政府と500人以上の参加者が出席しました。コングレスでは、戦後のヨーロッパで増大していた非行少年と少年被拘禁者の処遇が主な議題となりました。

コングレスの議題：

- 「開かれた」刑事・矯正施設
- 刑務所職員の選任と訓練
- 刑務作業の適正な利用
- マスメディアが少年非行に及ぼす影響

コングレスが提言したテーマ：

地域社会、家族、学校、社会事業を通じた少年非行の防止、及び刑務所職員の選任と訓練

被拘禁者処遇最低基準規則

第1回コングレスでは、「被拘禁者処遇最低基準規則」が採択されました。この規則は、刑事施設の管理全般に関するもので、その適用対象者は、民事・刑事、未決、有罪判決・量刑宣告後、「保安処分」や裁判官が命じる矯正に関する処分等のあらゆる理由に基づく被拘禁者に適用されるものです。

「被拘禁者処遇最低基準規則」は、その策定と採択以来、全世界の被拘禁者の処遇に計り知れない影響を及ぼしてきました。この規則は、現在においても、関係する人権機関、政府間組織及び非政府組織が被拘禁者の処遇を判定する際の基準として用いられています。

51カ国の政府 +++ 43の非政府組織（NGO）+++ 512人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第2回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
ロンドン（英国）
1960年8月8日〜19日

第2回コングレスは少年司法専門の警察活動を提言

第2回コングレスでは、1,000人を超える参加者がロンドンに集まり、少年非行を含め、急速な経済発展に伴う社会の変化に起因する犯罪が議論の焦点となりました。1959年に「児童の権利に関する宣言」が採択されたことを受け、コングレスでは新たな形態の少年非行とその原因、防止及び処遇を中心とした議論が行われました。

コングレスが提言したテーマ：

- 短期の拘禁刑
- 刑務作業の国民経済への統合
- 被拘禁者に対する報酬
- 釈放前の処遇と被拘禁者の被扶養者に対する支援
- 仮釈放と釈放された被拘禁者の社会復帰
- 職業指導、訓練及び稼働先を含む更生指導
- 犯罪防止における国家計画の役割

少年非行の防止を専門とする警察部署

第2回コングレスは、少年非行の防止を専門とする警察活動に関する提言を行い、少年非行防止措置に関する警察、国内の各種専門機関及び一般市民の可能な限り最大限の協力関係を構築する必要性を特に強調しました。

地域的ネットワークの確立

国連犯罪対策プログラムにおける開発途上地域の密接な関与を目的として、第2回コングレスは地域別の犯罪研究機関の創設に着手しました。

68カ国の政府 +++ 50のNGO +++ 1,046人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第3回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
ストックホルム（スウェーデン）
1965年8月9日～18日

第3回コングレスは犯罪行為と社会変化の関係を分析

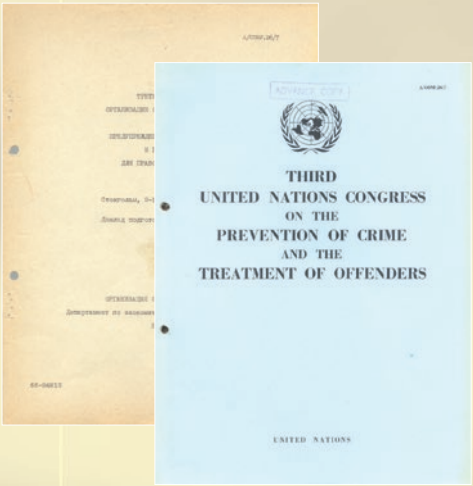
THIRD
UNITED NATIONS CONGRESS
ON THE
PREVENTION OF CRIME
AND THE
TREATMENT OF OFFENDERS

UNITED NATIONS

コングレスの主な議題：

- 社会変化と犯罪行為
- 社会力と犯罪行為の防止
- 犯罪防止のための地域社会活動
- 若年成人を対象とする特殊な防止・処遇措置
- 再犯防止のための措置

国連地域間犯罪司法研究所

コングレスは地域別、地域間イニシアティブの発足を含め、犯罪分野における研究と研修の重要性を認識しました。1968年には、第3回コングレスのフォローアップとして、ローマに国連社会防衛研究所（UNSDRI）が設置されました。経済社会理事会は、1989年、UNSDRIの国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）への拡大を正式に承認しました。

ストックホルムコングレスは「犯罪行為の防止」をメインテーマとし、犯罪防止に向けた犯罪学的研究の必要性を強調することで、犯罪防止の分野における技術支援に関心を集めました。

74カ国の政府 +++ 39のNGO +++ 1,083人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第4回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
京都（日本）
1970年8月17日～26日

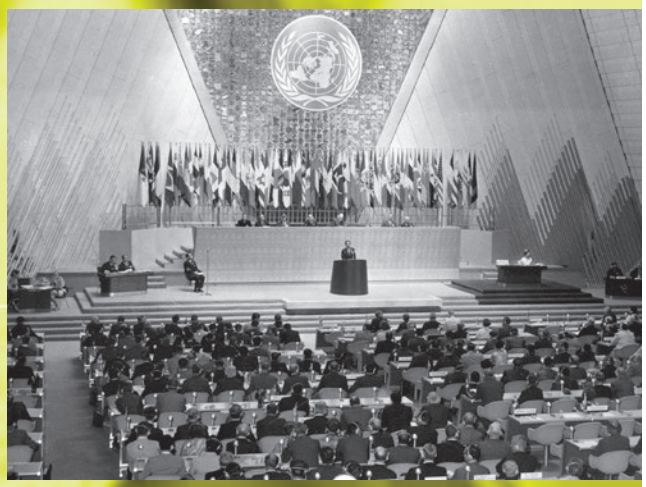

第4回コングレスは経済と社会の発展に向け、犯罪防止計画の改善を要請

「犯罪と開発」をテーマに開催された京都コングレスに先駆け、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ及び中東において、初の地域準備会合が開催されました。それまでは、専門家がコングレスの議題について地域共通のアプローチを策定する機会は、ほとんどありませんでした。

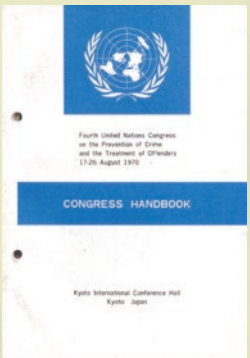

コングレスの議題：

- 開発計画に関連する社会防衛政策
- 犯罪防止と犯罪・非行対策への一般市民の参画
- 社会防衛に関する政策策定に向けた調査の実施
- 矯正現場の発展

経済と社会の発展に向けた犯罪防止計画の改善

京都コングレスでは、経済・社会開発の文脈で犯罪防止への取組を調整・強化するための効果的措置を講じるよう各国政府に呼びかける宣言が初めて採択されました。

また、犯罪はどのような形態であろうとも、各国の活力を削ぎ、国民のためにより健全な環境とより良い生活を実現するための取組の障害となることが確認されました。コングレスではさらに、テロとハイジャックの問題が初めて議論されました。

79カ国の政府 +++ 31のNGO +++ 998人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第5回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
ジュネーヴ（スイス）
1975年9月1日～12日

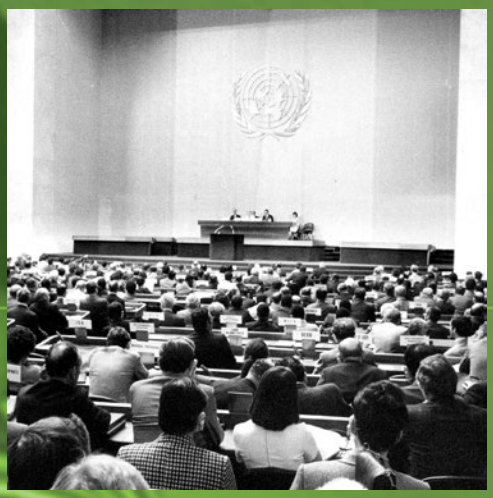

第5回コングレスは「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの全ての人の保護に関する宣言」を採択

1975年、コングレスはジュネーヴに戻ってきました。そして初めて、ビジネスとしての組織犯罪を含む犯罪の新たな形態と側面、犯罪がもたらすコストについて、集中的な議論が行われました。

コングレスによる提言のテーマ：

- 芸術作品その他文化財に関連する犯罪
- アルコール依存症及び薬物乱用に起因する犯罪行為

- 対人暴力
- 移住及び自然災害や戦闘行為からの避難に起因する犯罪行為
- 女性の犯罪行為
- テロリズム

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの全ての人の保護に関する宣言

第5回コングレスは、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの全ての人の保護に関する宣言」の採択を国連総会に提言する決議を採択しましたが、人権委員会はその後、この宣言を条約へと発展させました。また、コングレスは法執行機関職員向けの国際行動規範の策定も提言しました。

101カ国の政府 +++ 33のNGO +++ 909人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第6回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
カラカス（ベネズエラ）
1980年8月25日～9月5日

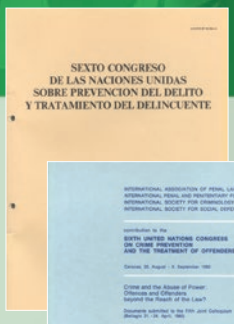

第6回コングレスは「犯罪防止と生活の質」をテーマに、犯罪防止を各国の社会的、文化的、政治的及び経済的状況に基づくものとすべきことを確認

第6回コングレスは、犯罪防止への幅広い支援と参加、拘禁に代わる措置及び犯罪と権力濫用に対処する措置を呼び掛けました。

コングレスによる決議のテーマ：

- 犯罪の動向と犯罪防止戦略
- 犯罪統計の改善
- 少年司法の最低基準の策定
- 拷問と超法規的処刑に終止符を打つための措置
- 矯正の脱施設化と社会内処遇
- 女性被拘禁者の特殊なニーズ

「カラカス宣言」

加盟国は「カラカス宣言」を採択し、刑事政策分野での国際協力と規範やガイドラインの策定において国連が果たす不可欠な役割を強調しました。また、加盟国は、刑事司法制度の運用に責任を有する者が、その任務に適切な資格を備え、かつ、個人的又は集団的な利益から離れた形でこれを遂行できるようにするよう求めました。コングレスはさらに、アフリカにおける地域研究機関の設置を提言しました。

102カ国の政府 +++ 38のNGO +++ 920人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第7回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
ミラノ（イタリア）
1985年8月26日〜9月6日

ミラノコングレスに先駆けて開催された地域別・地域間準備会合は、新たな情報と継続中の研究にアクセスする貴重な機会となりました。準備会合は、それまでのコングレスで採択された提言に関する進捗状況を評価するという点でも、戦略的に重要でした。

第7回コングレスは「自由、公正、平和及び開発のための犯罪防止」をテーマに「ミラノ行動計画」のほか、新たな国連基準と規範を採択

コングレスの承認事項：

- 少年司法運営に関する国連最低基準規則
- 犯罪及び権力濫用の被害者のための司法基本原則宣言
- 司法の独立に関する基本原則
- 外国人受刑者の移送に関するモデル協定

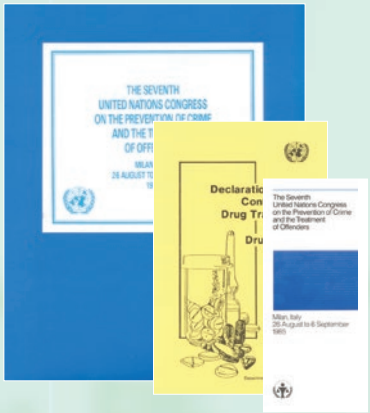

ミラノ行動計画：

「ミラノ行動計画」は、人々の政治的、経済的、社会的及び文化的発展を阻害するグローバルな懸念材料としての犯罪問題に対する国際社会の注意を喚起しました。また、犯罪は人権や基本的自由のほか、平和、安定及び安全も脅かすことを改めて強調しました。行動計画はさらに、普遍的なフォーラムとしての国連が多国間協力、特にテロや薬物の不正取引、組織犯罪への協調的な対策を実施する上で重要な役割を担うことも提言しました。

125カ国の政府 +++ 58のNGO +++ 1,395人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第8回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
ハバナ（キューバ）
1990年8月27日～9月7日

第8回コングレスは「21世紀の国際犯罪防止と刑事司法」をテーマに、組織犯罪とテロへの対策を提言

ハバナコングレスは、国際的な次元での犯罪が驚くべき勢いで増加していると認識された時期に開催されました。

コングレスが承認した基準：

- 被拘禁者取扱いのための基本原則
- 少年非行防止のための国連ガイドライン
- 自由を奪われた少年の保護のための国連規則
- 法執行官による有形力及び銃器の使用に関する基本原則
- 検察官の役割に関する国連ガイドライン
- 弁護士の役割に関する基本原則
- 非拘禁措置に関する最低基準規則

コングレスが承認したその他の文書：

- 逃亡犯罪人引渡に関するモデル条約
- 司法共助に関するモデル条約
- 刑事訴追の移管に関するモデル条約
- 執行猶予又は仮釈放となった犯罪者の監督移管に関するモデル条約

組織犯罪の防止・取締りとテロ対策

コングレスは、組織犯罪の構造に関する調査と既存の対策の評価、及び国際的なテロ対策協力の強化を提言しました。ハバナコングレスはまた、1991年にパリでサミットを開催することも提言し、その結果、国連の主たる政策立案機関として、犯罪防止刑事司法委員会が設置されました。

127カ国の政府 +++ 46のNGO +++ 1,127人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第９回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
カイロ（エジプト）
1995年４月28日～５月５日

エジプトの首都で開催された1995年コングレスでは、会議の一環として初めてワークショップが取り入れられました。ワークショップでは、暴力的犯罪を防止するための戦略、刑事司法の電子化、犯罪防止においてマスメディアが果たす役割及び犯罪者引渡に関する議論が行われました。

第９回コングレスは「全ての人に安全と公正を」というテーマで、法の支配強化のための国際協力と実践的技術支援を重視

コングレスの議題：

- 越境・組織犯罪対策
- 環境保護における刑法の役割
- 刑事司法と警察制度
- 都市部における犯罪防止戦略
- 青少年犯罪

法の支配強化のための国際協力と実践的技術支援

コングレスは、加盟国が自国内における犯罪及び国際犯罪の防止と犯罪対策の改善という目標を達成できるよう支援するために国連が提供する技術協力と助言を高く評価しました。支援に関する提言の中には、地域、小地域、国内及び地方レベルでの訓練プログラム、実地調査及び行動志向的研究が含まれていました。

国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）

PNIは1995年、米国司法省のNational Institute of Justiceとバンクーバー（カナダ）のInternational Centre for Criminal Law Reform and Criminal Justice Policyを新たなメンバーに迎えました。PNIのメンバーは調査研究を行い、情報を発信するとともに、訓練及び技術支援の提供も行っています。

138カ国の政府 +++ 73のNGO +++ 1,899人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第10回
犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議
ウィーン（オーストリア）
2000年4月10日～17日

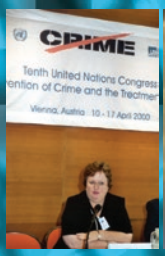

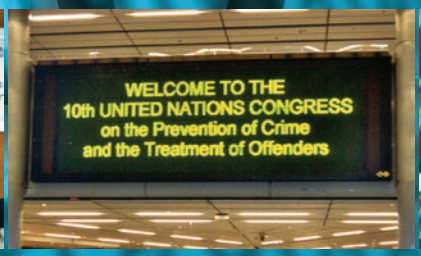

2000年にオーストリアの首都ウィーンで開催された新千年紀初のコングレスには、2,000人に近い参加者が集まりました。「犯罪と司法：21世紀の課題に挑む」がコングレスのテーマとなりました。

コングレスの議題とワークショップ：

- 法の支配を促進し、刑事司法制度を強化するための方策
- 国際組織犯罪に対処するための国際協力
- 実効的な犯罪防止：新たな動向への対策
- 腐敗対策
- コンピュータ・ネットワーク関連犯罪
- 地域社会の犯罪防止への参画
- 刑事司法制度における女性

犯罪と司法に関するウィーン宣言

第10回コングレスが全会一致で採択した「犯罪と司法に関するウィーン宣言」において、加盟国はテロリズム、人身取引、銃器の違法取引、移民の密入国及びマネー・ローンダリングに対処するため、断固とした迅速な措置を取ることを宣言しました。さらに、ウィーン宣言は、国際的な腐敗対策の強化を各国に義務付け、国際組織犯罪防止条約に加え、新たな国連条約を策定する必要性を強調しました。

第10回コングレスは、加盟国に国際的な腐敗対策を義務づける「ウィーン宣言」を採択

国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）

国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）は地域機関や関連機関（PNI）と連携し、ワークショップの開催を支援することにより、犯罪防止・刑事司法分野における国際社会の協力強化に貢献しました。

137カ国の政府 +++ 58のNGO +++ 1,902人の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第11回コングレス
相乗効果と対策：犯罪防止と刑事司法に関する
戦略的連携
バンコク（タイ）
2005年4月18日～25日

第11回コングレスは犯罪防止及び犯罪対策のため、国際的な連携・協力の強化に向けた基盤を整備し、その方向性を示すために不可欠な政治文書として「バンコク宣言」を採択

コングレスの議題

- 実効的な国際組織犯罪対策
- 経済・金融犯罪：持続可能な開発にとっての課題
- 腐敗：21世紀の脅威と動向
- テロ対策のための国際協力及びテロとその他の犯罪行為の関連性
- 基準の実効的運用：犯罪防止と刑事司法に関する基準設定の50年

ワークショップ

- 逃亡犯罪人引渡措置を含む国際法執行協力の強化
- 修復的司法を含む刑事司法改革の強化
- 犯罪防止に係る戦略とベストプラクティス
- テロ対策
- マネー・ローンダリングを含む経済犯罪対策
- コンピュータ関連犯罪対策

129カ国の政府 +++ 35のNGO +++ 3,000人以上の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第12回コングレス
グローバルな課題に対する包括的な戦略：激動の世界における犯罪防止・刑事司法制度の発展
サルバドール（ブラジル）
2010年4月12日～19日

第12回コングレスは、とりわけサイバー犯罪への国家的・国際的対策に関する議論を開拓する「サルバドール宣言」を採択

コングレスの議題

- 児童及び青少年と犯罪
- テロリズム
- 犯罪防止
- 密入国と人身取引
- マネー・ローンダリング
- サイバー犯罪
- 犯罪と戦うための国際協力
- 移民及びその家族に対する暴力

ワークショップ

- 法の支配に向けた国際的な刑事司法教育
- 刑事司法制度における被拘禁者の取扱いに関する国連の調査とその他のベストプラクティス
- 都市型犯罪の防止に対する実践的なアプローチ
- 薬物密売とその他の形態の組織犯罪の関連性
- 矯正施設の過剰収容対策とベストプラクティス

104の政府 +++ 45のNGO +++ 17の政府間組織（IGO）
+++ 2,000人以上の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第13回コングレス
社会・経済問題に対処し、国家的・国際的な法の支配及び市民参加を推進するための犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合
ドーハ（カタール）
2015年4月12日～19日

第13回コングレスは安全、公正及び法の支配の関連性とより公平でより良い世界の実現に重点を置く「ドーハ宣言」を採択

コングレスの議題

- 持続可能な開発のための法の支配強化に関する成果と課題
- 国際協力の改善を通じた国際組織犯罪対策
- 新興の犯罪形態：世界が憂慮すべき脅威
- 犯罪防止・刑事司法の強化における一般市民の役割

ワークショップ

- 犯罪防止・刑事司法に関する国連の基準及び規範が効果的で説明責任のある、公正かつ人道的な刑事司法制度の支援に果たす役割
- 人身取引と移民の密入国
- 進化する犯罪形態に関する犯罪防止・刑事司法対策の強化
- 犯罪防止における一般市民の貢献と刑事司法に対する認識向上：経験及び教訓

141カ国の政府 +++ 46のNGO +++ 4,000人以上の参加者

UNODC
国連薬物・犯罪事務所

第14回コングレス
2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止，
刑事司法及び法の支配の推進
京都（日本）
2021年3月7日～12日

コングレスの議題

- 社会的・経済的発展に向けた包括的な犯罪防止戦略
- 刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ
- 文化の独自性を尊重しつつ法遵守の文化を醸成することを含む法の支配の促進に向けた多面的アプローチ
- あらゆる形態のテロリズムと新興の犯罪形態を含むあらゆる種類の犯罪の防止・対処のための国際協力及び技術支援

［新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による影響と、より良い復興についても、コングレス全体を通じて取り上げられる予定です。］

ワークショップの議題

- エビデンスに基づいた犯罪防止：効果的なプラクティスを支える統計，指標及び評価
- 再犯防止：リスクの特定とその解決策
- 犯罪に強い社会を作る手掛かりとなる教育と青少年の参加
- 最新の犯罪傾向，近年の進展及び新たな解決策。とりわけ、犯罪の手段としての、及び犯罪への対抗手段としての新たなテクノロジー

持続可能な開発と
法の支配は
密接で不可分

V.19-10739